



区画整理だより

発行 橋本市 建設部
市街地開発事務所

No.69
平成24年12月

任期満了に伴う審議会委員の改選について

土地区画整理事業では、権利者の意見を適正に事業に反映させるため、諮問機関として地区内の権利者からなる土地区画整理審議会を設置しています。

橋本市都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理審議会の第3期委員は、平成25年2月23日をもって5年の任期が満了となり、改選を行うこととなります。なお、選挙人名簿に登録されるのは、平成24年12月3日(月)現在で事業地区内の宅地所有者と宅地について借地権を有する人です。

〈審議会委員の構成〉

委員の定数 10名

・ 権利者委員 8名

宅地の所有者及び宅地について借地権を有する者からそれぞれ選挙されます。

・ 学識経験委員 2名

事業について学識経験を有する者のうちから市長が選任します。(選挙はありません。)

〈選挙の手続と日程〉

◇選挙期日の公告

平成24年11月14日(水)

◇選挙人名簿の縦覧

及び 異議申出期間

平成25年1月4日(金)～1月17日(木)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日も縦覧できます)

【市街地開発事務所にて】

◇立候補届及び立候補推薦届の受付

平成25年1月30日(水)～2月7日(木)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・の受付は

行っておりません)

【市街地開発事務所にて】

◇選挙期日(投票日)

平成25年2月20日(水)

立候補者の数が選挙すべき委員の数(8名)をこえない場合、投票は行いません。

〈借地権の申告不受理期間について〉

今回の審議会委員選挙に伴い、平成24年12月4日から平成25年1月30日(選挙人名簿確定の日)までの間は、施行者への借地権の申告不受理期間となります。あらかじめご了承ください。

〈選挙権・被選挙権について〉

◇相続登記未済の場合

土地登記簿に記載されている所有者が死亡しており、相続登記が未済の場合の選挙権及び被選挙権については、相続人の名義に所有権移転登記するか、又は選挙人名簿縦覧期間内に相続を証する書類を提出して相続人を確定した場合に、その相続人に選挙権及び被選挙権が認められます。

◇土地を共有している場合

1筆の土地を複数の権利者が共有している場合、併せて1個の選挙権及び被選挙権を持つこととなります。

この場合お手数ですが、共有者の中から代表者1名を選任し、『代表者選任通知』を市街地開発事務所まで提出してください。

◇法人の場合

選挙人が法人の場合は、その法人が投票人を指定し、指定された方が投票を行います。投票に際して、『投票者指定証明書』を当日に提示していただきますようお願いいたします。

〈選挙に伴う公告について〉

選挙に伴う各種公告は、次の5ヶ所に掲示を行います。

- ・ 橋本市役所掲示場(市役所前)
- ・ 橋本市役所
- ・ 高野口掲示場(高野口地区公民館前)
- ・ 橋本区まちづくり会館掲示場
- ・ 古佐田区民会館1階掲示場
- ・ 橋本市市街地開発事務所掲示場

「はしもと紀の川水辺の会」
全体会が開催されました。



平成24年10月20日(土)に第12回「はしもと紀の川水辺の会」全体会が開催されました。
当日は、国土交通省から工事の内容についての説明と、今年度をもって紀の川護岸工事が完了することが報告されました。

平成18年に結成された「はしもと紀の川水辺の会」は、その目的を達成し、今年度の紀の川護岸工事の完了をもって解散となります。関係者の皆様、長い間ご苦勞様でした。



移転補償の進捗状況について

第③ゾーン
対象 43 件中 40 件契約済み
第④ゾーン
対象 19 件中 14 件契約済み
紀の川ゾーン
対象 31 件中 23 件契約済み

平成 24 年 11 月 1 日現在

ハナミズキ譲ります

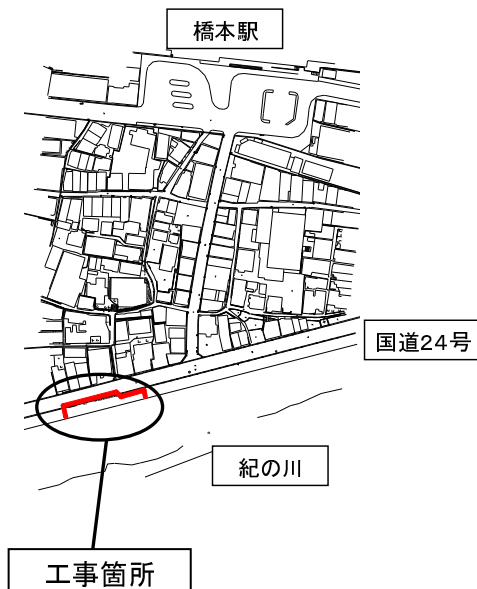


現在、紀陽銀行東側に仮植えしているハナミズキなどの樹木をお譲りします。

ご希望の方は、市街地開発事務所までご連絡ください。

TEL 0736-34-1235

9月末から行っていた国道24号沿いの雨水・污水管布設のための夜間工事が完了しました。沿道の皆様ご協力ありがとうございました。



夜間工事にご協力
ありがとうございました。